

「第72回人権週間」実施要領

東京法務局
東京都人権擁護委員連合会

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とは達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

このことから、法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年の昭和24年（1949年）以来、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところです。

しかし、いまだに、いじめや虐待等の子どもの人権問題、外国人や障害のある人、ハンセン病元患者とその家族などに対する偏見や差別、企業等における各種ハラスメントなど、様々な人権問題が存在しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、感染者や医療従事者、またこれらの方々の家族などに対する偏見や差別といった問題が発生するとともに、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が社会問題化しています。

「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、国民一人一人が人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、また、企業が人権に配慮した責任ある活動を行うことができるよう、人権啓発活動に一層強力に取り組んでいくことが必要です。

そこで、本年も、12月4日から同月10日までの1週間を「第72回人権週間」と定め、各種啓発活動を実施することとしています。

これを受けて、東京法務局及び東京都人権擁護委員連合会は、関係機関、各種団体と協力して、いじめや児童虐待、外国人や障害のある人に対する偏見や差別、インターネットによる人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別などの人権課題を踏まえ、下記の要領により各種啓発活動を実施するものです。

記

1 名称

第72回人権週間

2 期間

令和2年12月4日（金）から同月10日（木）までの1週間

3 主催

東京法務局，東京都人権擁護委員連合会

4 強調事項

例年実施要領において強調事項を定めているが，本年3月27日付け法務省権啓第52号人権擁護局長通達において令和2年度の啓発活動における強調事項を定めており，人権週間においても強調事項は同じであることから省略する。

5 実施事項

(1) 地域における各種啓発活動

東京都内において「人権週間行事」を行い，広く都民に人権尊重思想の普及高揚を呼び掛け，人権意識の向上を図るほか，人権擁護委員は東京法務局，各区市町村と協力して，人権週間中の適宜の日に適切な場所，方法で啓発活動を行う。

(2) 外国人に関する人権相談所

外国人が抱える人権問題を取り扱うため，人権週間中においても東京法務局において，外国人に関する人権相談所（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語及びタイ語）を月曜日から金曜日（休日・年末年始を除く）に開設する。

(3) 横断幕等による啓発

人権週間の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため，東京法務局人権擁護部及び支局に横断幕等を掲出するとともに，東京都及び区市町村等へ掲出を依頼する。

(4) 広報紙等への依頼

人権週間の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため，東京都及び区市町村を始めとする関係諸機関の広報紙へ人権週間及び人権週間における各種行事に関する記事の掲載を依頼するとともに，ホームページによる周知を依頼する。

(5) 啓発ポスターの掲出

人権週間の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため，東京法務局（支局等を含む。）の掲示板に啓発ポスターを掲出するとともに，東京都及び区市町村の各施設等，公共施設の掲示場（板）等への啓発ポスターの掲出を依頼する。

(6) SNSを活用した啓発

人権週間及び主な人権課題を紹介する動画を「YouTube東京法務局チャンネル」にて公開する。

6 その他

各種啓発活動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が公表した「業種別ガイドライン」を始め、都道府県等で定めるガイドライン等を踏まえた上で、新しい生活様式に配慮するものとする。